

受託者の費用補償請求権と受益権の放棄¹⁾

橋 谷 聡 一

1. 公有地信託と受益者の費用補償請求権

かつての「信託法（大正11年法律62号）」（平成18年法律109号による改正前のもの。以下、「旧信託法」という）36条は、一定の場合において、受託者が信託財産、受益者に対し費用補償（てん補）請求権を行使できるとしていた。すなわち、同条1項は、一定の費用や損害について、受託者が信託財産に対し費用補償請求権を行使できることを、同条2項本文は、受託者が受益者に対して費用補償請求権（以下、本研究では、原則として、この受託者の受益者に対する費用補償請求権を「受託者の費用補償請求権」とする）を行使できることを規定していた²⁾。その一方、受託者の費用補償請求権の行使は、同項但書に該当する場合に加え、同条3項により受益者が受益権を放棄した場合がその例外とされていた³⁾。

ところで、土地信託は、「土地を対象に信託を設定し、資金の調達、建物の建設・賃貸ないし分譲など、一切の業務執行を目的とする」⁴⁾ 信託である。そして、その極めて典型的な形式は、委託者が信託財産として土地を信託し、受託者がその固有財産で借入等を行い建物を建設し、賃貸を行い（あるいは、これを売却し）、その収益を受益者に分配するというものとなる⁵⁾。このうち、国や地方公共団体等が委託者兼受益者となる土地信託を特に公有地信託という。公有地信託のうち、地方公共団体が委託者兼受益者となるものについては、「地方自治法の一部を改正する法律（昭和61年法律75号）」等により、国が委託

1) 本研究は、公益財団法人甘粕記念信託研究助成基金より平成24年度研究助成金の受贈を受け行ったものである。ここに記し、感謝申し上げる。

2) 旧信託法36条

1項 受託者ハ信託財産ニ関シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ処理スル為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

2項 受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

3) 旧信託法36条

3項 前項ノ規定ハ受益者カ其ノ権利ヲ抛棄シタル場合ニハ之ヲ適用セス

4) 田中実「土地信託—その法的仕組みと問題点」ジュリスト No. 827（1984年）8頁。

5) 土地信託の一般的な仕組みについては、鴻常夫 編『商事信託法制』（有斐閣、初版、1998年）317-348頁、三菱 UFJ 信託銀行 編著『信託の法務と実務〔5訂判〕』（金融財政事情研究会、2008年）567-584頁が詳しい。

者兼受益者となるものについては、「国有財産法の一部を改正する法律（昭和61年法律78号）」等により導入されたが、後者は本格化されることなく、実質的には、主に地方公共団体による公有地信託のみが活用されることとなった⁶⁾。

土地信託は、上述のとおり「土地」についての「事業の信託」であることから、債務が生じるケースが想定される。つまり、租税ないし公課が課される場合のほか、第三者との取引により債務を負担する場合として、受託者の債務負担行為により土地信託に生じる借入債務、信託財産に起因して発生する場合として、建築物の設置又は保存の瑕疵により第三者に損害を与えた際、工作物責任（民法717条）に基づき生じる債務等が想定される⁷⁾。

もちろん、この様な場合でも、信託財産に十分な金銭があれば、受託者は、そこから補償を受ければよい⁸⁾。だが、そうでなければ、受託者は、信託財産を売却し、その代金から補償を受けるか（旧信託法36条1項）、受託者の費用補償請求権を行使することとなるほか（同条2項本文⁹⁾）、信託財産を売却してもなお債務が残存する場合にも同様の対応を採ることとなる。一方、これに対し受益者は、受益権の放棄という選択肢を有する（同条3項）。

もっともこの様な問題は、土地信託が昭和59年から平成6年にかけて盛んであったものの、その後、新たな設定はほとんど行われていないとされること¹⁰⁾、現在の「信託法（平成18年法律108号）」では、旧信託法36条2項に相当する規定は設けられていないことから、過去のものであるかのように見える。しかし、受託者の費用補償請求権の行使及び受益権の放棄は、土地信託の信託期間が長期に及ぶことが多いため、同法の下で設定されたいくつかの公有地信託において、比較的近時に至って、紛争となっている。

また、同様の問題は、例えば、東日本大震災の復興において、「民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携（PPP）、PFIや土地信託手法による復興の促進」¹¹⁾が提案され、土地信託はあらためて注目を集めていること、信託法において正面から位置づけられているわけではないが¹²⁾、いわゆる「事業の信託」において、学説上、黙示の費用償還合意についても検討されていること等から、今後も争点となりうる¹³⁾。

6) 中務嗣治郎「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権と受益権の放棄」金融法務事情 No. 1940（2012年）88頁参照。ほか、三菱 UFJ 信託銀行 編著・前掲注 5 573-575頁も詳しい。

7) 北村恵美「信託財産に帰属する債務に関する一考察」信託法研究18号（1994年）7-8頁、新井誠『信託法〔第4版〕』（有斐閣、2014年）322頁参照。

8) 新井・前掲注 7 322頁参照。

9) 学説では、特に土地信託のように、信託財産を処分すると信託目的の達成が不可能となる場合について、受託者の待機義務が観念されるとの理解があった。四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989年）291頁参照。この様な問題が生じ得る信託について受託者の善管注意義務との関係から論じる学説もある。新井・前掲注 7 323頁参照。

10) 金融法務事情編集部「『土地信託』に関する基礎知識」金融法務事情 No. 1940（2012年）57頁参照。ほか、中務・前掲注 6 88頁参照。

11) 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）5頁。出所：復興庁ホームページ（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf>）。

12) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008年）88頁（注2）参照。

そこで、本研究では、受託者の費用補償請求権の行使にあたり、受託者は何らかの制限を受けるのか、また、これが行使された場合に、受益者が当然に受益権の放棄を行うことができるのかについて、主に旧信託法下の学説と比較的近時示されたいくつかの裁判例を通じ検討することとしたい。

2. 旧信託法における学説の検討

(1) 旧信託法36条2項本文及び同条3項

旧信託法36条は、受託者（の固有財産）と信託財産及び受益者との間で一定の費用や損害について、その負担関係を調整する規定であると理解することができる。つまり、これらの費用や損害は、一義的には受託者が負担することとなるところ、同法22条の例外として、同法38条の要件を満たしていれば、受託者が優先的に信託財産からその補償を得（同法36条1項¹⁴⁾、あるいは受益者に対しこれを請求すること等ができるとしたのである（同条2項本文¹⁵⁾。

これらの規定の趣旨は学説において、受託者は対外的に無限責任を課されているが¹⁶⁾、信託事務の処理のために受託者が固有財産で負担した債務は信託財産で負担すべきものであること、受託者に過失がないにもかかわらず受けた損害は、「利益の属する者に危険も属する」との、いわゆる「報償責任」に基づき、信託財産または受益者が負担すべきであり、総じて、事務処理関係において一般的に認められる「結果の移転」の観点から説明されていた¹⁷⁾。また、特に旧信託法36条2項本文は、イギリスの判例理論に基づくものであり¹⁸⁾、「財産権からの利益すべてを享受する者は、特別の事情がないかぎり、信託財産の負担をになうのが、正義の要求に適する」¹⁹⁾と説かれていた。そして、その例外として、

13) 木村仁「受託者の費用償還請求権をめぐる一考察」法律時報82巻11号（2010年）135-136頁、伊室亜希子「受託者の費用償還請求権の新信託法による変容：信託財産が債務超過の場合を念頭において」明治学院大学法科大学院ローレビュー13号（2010年）10頁参照。

14) その性質については、債権と考える説と一種の形成権と解する説があった。四宮・前掲注9 291-292頁、遠藤雅範「受託者の補償請求権に関する法律上の性質」信託法研究26号（2001年）76頁参照。また、その優先権たる性質についても、一種の先取特権と解する説と特殊な優先権ないし絶対権と解する説があった。四宮・前掲注9 292頁、新井・前掲注7 323-324頁、遠藤・同論文 77-78頁参照。

15) その性質については、遠藤・前掲注14 76-77頁を参照されたい。なお、旧信託法36条1項と同条2項の優先関係についても、自由選択説と1項優先適用説があった。四宮・前掲注9 294頁、新井・前掲注7 324-325頁参照。

16) 新井・前掲注7 322頁参照。

17) 四宮・前掲注9 289-291頁参照。

18) 小山賢一「英国信託法における受益者の補償義務」大阪経大論集60号（1967年）83頁以下参照。もっとも、ここで採り上げられた判例（*Hardoon v. Belilios* [1901] A.C. 118）についての解釈は分かっているとされる。四宮・前掲注9 293頁参照。この判例については、沖野眞巳「公有地信託における受託者の受益者に対する費用報償請求の可否—最一小判平23.11.17をめぐって」金融法務事情No.1940（2013年）81頁が詳しい。

19) 四宮・前掲注9 293頁。

権利の実効が不可能である受益者が不特定及び未存在の場合（同項但書）と受益者がその利益を強制されるべきではないことから受益者が受益権を放棄した場合（同条3項）が規定されていた²⁰⁾。

（2）旧信託法下の学説状況

旧信託法36条2項本文は受託者の費用補償請求権の行使について、同条3項は受益権の放棄について、少なくとも明文上、特段の制限を設けていない。

そして、その立案担当者も、「受益者カ信託ノ利益ヲ享受スルノ意思アル以上ハ受託者ヲシテ自己ノ為メニ信託事務ヲ処理セシムルモノト謂フヲ得ヘキヲ以テ受益者ニ対シテ費用、損害ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得ヘシ」²¹⁾と説明するとともに、受益者が受益権の放棄の意思表示を行った場合、費用負担の義務がないことは当然であるとしていた²²⁾。

また、旧信託法下において通説的地位を占めた債権説においても、「信託財産ニ余裕アラハ右ノ如ク直接ニ物上補償ヲ為スノ便宜アレトモ若シ信託財産不足スルカ又ハ容易ニ換価シ難キモノナルトキハ受託者ハ救済ヲ受クルノ途ヲ失フニ至ル」²³⁾として、同法36条2項を受託者の救済にかかる規定であると解し、同条3項については、「受益者ハ受益者タル利益ヲ強制サルヘキニ非サルヲ以テ信託ニ伴フ負担ヲ厭ハハ其ノ受益者タル地位ヲ放棄スルヲ得サルヘカラス」²⁴⁾と説明していたとおり、受託者の費用補償請求権及び受益権の放棄について特段の制限はないと解していた。

しかし、比較的近時、学説において、①受託者の費用補償請求権の行使を制限的に解する説、②受託者の費用補償請求権の行使については制限せず、受益権の放棄を制限的に解する説が展開されるに至った²⁵⁾。

ただし、①の立場を採る説においても、その内容は軌を一にしているとはし難く、大要、(i) 契約が存在しない限り受益者には補償の義務がないとする説、(ii) 受託者の費用補償請求権の行使を不相当とする特別の事情がある場合にこれを制限する説、(iii) 自益信託か他益信託かにより区分する説、(iv) 総合的な判断により区分する説、があった。

①(i)説は、受益者は信託財産を限度として利益を受けること（旧信託法19条）、自益信託であっても信託財産を上まわる費用・損失について委託者が保証する合意が成立しているわけではないこと、信託財産が受託者を保証するのに不十分でありその意思がない場合は、信託を管理する義務がないと考えられるべきこと等から、受託者と受益者間に明示または黙示の契約が存在しない限り、受益者には補償の義務がないとする²⁶⁾。

20) 四宮・前掲注9 295頁参照。

21) 池田寅二郎「信託法案説明書」法曹記事32巻3号（1922年）27頁。

22) 池田・前掲注21 27頁参照。

23) 青木徹二『信託法論 全』（財政経済時報社、1926年）285頁。

24) 青木・前掲注23 186頁。

25) 学説の動向については、特に沖野・前掲注18 69-72頁が詳しい。

26) 小山賢一「日本信託法における受益者の補償義務」大阪経大論集61号（1968年）206-209頁参照。

① (ii) 説は、旧信託法36条2項について、「財産権からの利益すべてを享受する者は、特別の事情がないかぎり、信託財産の負担をになうのが、正義の要求に適する、という思想を背景とするものであり、……受益者に対する受託者の補償請求権は、事務処理関係に特徴的な《結果の移転》(この場合に即していえば、民法650条)の信託の変容(事務本人は委託者から信託財産—受益者に転換される、という特殊性)にほかならない」²⁷⁾とする。ここで重要と考えられるのは、同説の論者も述べるとおり「受益者に対する補償請求を不相当とするような特別の事情は何か」²⁸⁾である。この点について、他益信託の受益者に対する補償請求権否定の理由として、典型的に贈与型信託が想定され、この様な信託において、設定者の意思は受益者にマイナスの財産を与えることを欲せず、積極財産を超える費用をかけなければならないような事態が想定されないことを理由として挙げる²⁹⁾。その一方、営利追求型信託については、信託事務処理に伴うリスクをそこから利潤を享受する受益者に負担させるべきとし、他益信託の形をとる場合にもこれが当てはまるとする³⁰⁾。そして、旧信託法36条3項について、「受益者はその権利を強制されるべきでなく、そして受益権を放棄すれば、受益者たる地位に伴う義務を免れるのは当然だから」³¹⁾と説明する。

① (iii) 説は、まず、受託者に補償請求権が付与された背景について、受託者に対し対外的な無限責任性を認めていることを指摘する³²⁾。そして、旧信託法36条1項と同条2項の優先関係という文脈において、自益信託と他益信託とを区分し、前者においては、信託成立後も委託者は受益者として信託関係に関与すること、受託者は委託者兼受益者の利益のために信託事務処理を行うことから自由選択説を適用し、後者においては、信託成立後には委託者は基本的に信託関係から離脱すること、受託者は第三者たる受益者のために信託事務処理を行うことから、原則として、同条1項を優先して適用する説を採り、同条2項による求償は、例外的に認められるにすぎないと解する³³⁾。この説では、同条3項についても、自益信託と他益信託を区分し、同法7条が他益信託の規定であることから、同条と表裏の関係にある同法36条3項も他益信託を対象とした規定であるとして、他益信託において受益権放棄の将来効を認める一方、自益信託について同条の適用を排除し、受益権の放棄自体を認めるべきでないとする³⁴⁾。

① (iv) 説は、受託者の補償請求権について、受託者が信託財産または受益者のために

27) 四宮・前掲注9 293頁。

28) 四宮・前掲注9 293頁。

29) 四宮・前掲注9 294頁参照。

30) 四宮・前掲注9 294頁参照。

31) 四宮・前掲注9 295頁。

32) 新井・前掲注7 322頁参照。

33) 新井・前掲注7 324-325頁参照。もっとも、自益信託と他益信託を区分するメルクマールとして、「信託利益の享受主体」(主観的・目的的差異)と「委託者からの支配離脱性の有無(客観的・構造的差異)」を挙げており、その区分が実質的なものと位置付けられていることに留意が必要と思われる。同書66-68頁参照。

34) 新井・前掲注7 325-326頁参照。

信託事務を行った場合に、それにかかった費用などを最終的に信託財産または受益者に負担させるための制度として、委任における受任者の費用償還請求権と同旨とする³⁵⁾。また、土地信託を例として、信託期間終了時に委託者兼受益者に土地と建物が戻ってくるため受益者が間接的な無限責任を負うことはそれほど不合理ではないとした上で、どの様な場合に補償請求権を認めることに合理性があり、あるいはこれを制限することが適当かの基準を示すことは難しく、受託者の性質、受託者の権限、発生するリスクや責任の性質などを総合的に考慮して判断する必要があるとする³⁶⁾。そして、旧信託法36条3項の適用については、自益信託においても、民法255条で共有持ち分権の放棄を認めていると述べ、他益信託においては、受益者が受益権の中身を十分に理解しているとは限らないことから、受益権放棄を過去の債務についても認めるとする³⁷⁾。

②説は、受託者の補償請求権について、委任と比較し検討を行い、「受益者は、原則として、制限のない補償義務を負うと解するべき」³⁸⁾とする一方、他益信託において受益者は、自らの意志的関与がないまま、受益者の地位を有することがあり得、この場合に、制限のない義務を、受益者に課すことが適当か否かは疑わしいが、旧信託法36条3項にもとづく規律に委ねることが適当とする³⁹⁾。そして、同項の趣旨について、「他益信託で受益者の意志的関与がない場合を念頭におき、そのような場合に生ずる不都合を回避するために、受益権を放棄した場合には、既に成立している補償義務から免れる旨であると解することができる」⁴⁰⁾とする。

また、実務家からは、旧信託法36条2項を制限的に解するわけではないが⁴¹⁾、同条3項について、「信託により利益を受けるはずであった受益者が一方的に損失を逃れる一方で無過失の受託者が損失を被るという結論は、一般的な公平の理念に適うと考えられる「利益の帰するところに損失もまた帰するべきだ」という原則に照らして公平妥当とはいえないのではないか」⁴²⁾との問題意識が示されていた。そして、同項の立法過程、立法趣旨、言葉の意味から、同項の「放棄」を「拒絶」と解することができる⁴³⁾、自益信託の受益者は受益権放棄を行うことは可能だが、信託財産を超える債務について受託者の補償請求権の行使から免れることはできず、他益信託の受益者は、自ら受益者となることを受け入れた場合、その利益に伴う損失も負担するとする⁴⁴⁾。

35) 能見善久『現代信託法』(有斐閣、初版、2004年)193頁参照。

36) 能見・前掲注35 196頁参照。

37) 能見・前掲注35 207頁参照。

38) 山田誠一「いわゆる受託者の補償請求権」米倉明 編著『財団法人 トラスト60 創立20周年記念論文撰集』(トラスト60、2007年)102頁。初出、安永正昭 他著『資産の管理運用制度と信託』(トラスト60、2002年)。

39) 山田・前掲注38 102頁参照。

40) 山田・前掲注38 103頁。

41) 北村・前掲注7 10-11頁参照。

42) 北村・前掲注7 13頁。

43) 北村・前掲注7 13-16頁参照。

以上の各説では、受託者の費用補償請求権の行使及び受益権の放棄について、その行使及び放棄が行われることが相当でない場合を想定し、主に受益と損失のバランスをどのように図るか、との問題意識を起点に検討が進められてきた。①説と②説との間において、旧信託法36条2項本文の適用を制限するか否かとの点において対立が見られたものの、一定のメルクマールを設け、これに基づき受託者の費用補償請求権又は受益権の放棄を肯定する場合と否定する場合に区分するという方法論は、多くの学説に共通する。

一連の学説の展開は、旧信託法36条2項本文及び同条3項が受託者の費用補償請求権の行使及び受益権の放棄について、特段の制限を設けていないことから、予測可能性を担保しつつ⁴⁵⁾、受益者と受託者の衡平という観点から具体的妥当性を図ろうとするものと評価できる。しかし、その一方で、多様な信託を類型化することの限界という課題にも逢着することとなる。学説では、贈与型信託と営利追求型信託、自益信託と他益信託という区分が用いられているが、概念的区分を用い、信託を峻別しようとするところから生じる矛盾については、検討が必要であろう⁴⁶⁾。

3. 裁判例の検討

(1) 裁判例

以上で整理したとおり、受託者の費用補償請求権及び受益権の放棄については、様々な学説が展開されていた。そこで、この点のうち、前者が争点となった裁判例（①及び②）、これに加えて後者も争点となった裁判例（③）について、その事案の概要及び判旨について整理の上で、次項において、裁判所の判断のフレームワークを明らかにすることを試みたい⁴⁷⁾。

①青野運動公苑事件：最高裁判所平成23年11月17日判決（平成22年（受）1584号 立替金請求事件，集民238号115頁，裁時1544号4頁，判時2136号30頁，判タ1361号121頁，金判1384号21頁，裁判所ウェブサイト）⁴⁸⁾

44) 北村・前掲注7 18-19頁参照。

45) このような観点からは、①(i)説は、受託者に一方的な負担を求める可能性がある点においてバランスを欠くのではないかと、また、①(iv)説は、妥当な結論を導こうとする試みだが、メルクマールが多様化しすぎ、予測可能性をかえって失うことになるのではないかと、との疑問が生じる。

46) ①(ii)説における贈与型信託と営利追求型信託という区分については、例えば、委託者の子・孫を受益者として、資産の承継を目的として設定された土地信託のように、贈与型信託でありながら、営利追求型信託でもある信託をどのように位置づけるべきかが問題となろう。また、他の多くの説が用いる、自益信託と他益信託という区分は、当初、自益信託として設定された信託の受益権が譲渡された場合、これをいずれに区分するかが、問題となろう。この点については、後掲注54も参照されたい。

47) 以下の裁判例の概要については、新井・前掲注7 329-335頁でも紹介されている。また、今後、判例評釈を通じ個別の検討を深めることとしたい。

48) 本判決の評釈として、沖野・前掲注18 60-87頁，角紀代恵「公有地信託において旧信託法に基づく受託者の費用補償請求権が認められた事例」金融法務事情 No. 1953 (2012年) 67-70頁，吉永一行「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権」民商法雑誌146巻6号(2012年) 98-106

〈事案の概要〉

本件は、Y（兵庫県）といずれも信託銀行であるA（後に、商号変更，吸収合併及び商号変更によりX₁となった）及びX₂（以下、X₁及びX₂をあわせて「Xら」という）は、Y議会の議決を経て、昭和62年12月、Yを委託者兼受益者、Xらを共同受託者とする土地信託契約（以下、本裁判例において「本件信託契約」という）を締結し、Yが所有する土地（以下、本裁判例において「本件信託土地」という）をXらに信託譲渡した。本件信託契約は、信託期間を契約締結の日から28年間とし、Xらにおいて、本件信託土地上にスポーツ・レクリエーション施設（以下、本裁判例において「本件信託施設」という）を建設し、これを管理運営することを目的とするもので、Xらが、建設資金等を借り入れた上で本件信託施設を建設し、これを管理運用して得られる収益から借入金を返済し、その完済後は剰余金を信託配当としてYに支払うものとされていた。

Xらは、本件信託契約に基づき、建設資金等を借り入れた上で、本件信託土地上に本件信託施設を建設し、平成3年8月、その営業を開始したが、平成7年以降、事業収支は悪化するに至った。Xらが作成し、平成13年11月にYに提出した中期経営健全化計画においては、信託期間満了時に借入金が残存する予定である旨の記載がされており、YとXらは、平成15年3月以降、本件信託事業に資金不足が生じた場合の処理方法について協議を重ねるようになった。

Xらは、Yの承認を得た上で、借換えをするなどしていたところ、平成13年4月、B銀行から融資を受け、これを借入金の弁済に充てた。Yは、XらがBから受けた上記融資につき、Bとの間で損失補償契約を締結し、Xらの債務につき事実上保証した。その後も、Xらは、Bからの借入れにつき弁済期が到来する都度、Bとの間で借換えをして借入れを継続し、Yもこれにつき損失補償契約を締結した。

ところがYは、平成17年秋頃、Xらに対し、平成18年4月を弁済期とするBからの借入れの借換えについては損失補償契約を締結しない旨の意向を示した。そのため、Xらは、Bからの借入れを継続することができず、他の金融機関からも融資を受けることができなかったため、平成18年3月及び同年4月、本件信託事業の遂行のために借り入れていた借入金債務をB銀行等に返済した。

Xらは、Yに対し、旧信託法36条2項本文に基づき、Yに対し、本件借入金相当額の補償を求め提訴した。

第1審判決（神戸地判平成21年2月26日（19年（ワ）191号 立替金請求事件）、金判1324号42頁、金法1935号71頁⁴⁹⁾）は、Xらの請求を棄却。Xら控訴。原審判決（大阪高判

頁、山下純司「旧信託法下の信託における受託者の受益者に対する費用補償請求権の成否」ジュリスト No. 1453 平成24年度重要判例解説（2013年）83-84頁、星野豊「公有地信託契約における受託者の受益者に対する費用補償請求——最一小判平成23・11・17」ジュリスト No. 1464（2014年）120-123頁、藤池智則「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権」みずほ信託銀行・堀総合法律事務所 編『詳解信託判例—信託実務の観点から』（金融財政事情研究会、2014年）269-284頁がある。

平成22年5月14日（平成21年（ネ）1005号 立替金請求控訴事件）、金判1380号36頁、金法1935号59頁⁵⁰⁾は、第1審判決を取り消し、Xらの請求を認容。Y上告受理申立て。

〈判旨〉

上告棄却。

最高裁は本件信託契約において、旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨の合意が成立していたか否かを争点とした。そして、本件信託契約締結に至る経緯から、「公有地の信託といえども、……受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用があるのが原則であることが公有地の信託に関わる関係者の共通認識であり、……本件信託契約において同項本文の適用を排除しようとするのであれば、そのための交渉が重ねられてしかるべきところ、YとXらとの間において、本件信託契約の締結に至るまでの間に、かかる交渉がもたれたことは全くうかがわれない」とする。また、本件契約書18条本文及び同32条2項4号のいずれにも旧信託法36条2項本文の適用を排除する趣旨の文言はなく、本件契約書32条2項4号は、信託終了に際し要する費用の負担について定めたものとする。そして、本件契約書の他の条項について、「旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨を文言上明確に定めた条項はなく」、本件契約書25条及び同32条2項3号は、「Xらが負担した費用については、最終的にYがこれを負担する義務を負っていることを前提に、その具体的な処理の方針等についてYがXらと協議する機会を設けるべきことを定めたもの」とした。

さらに最高裁は、本件信託契約締結後の事情として、YとXらは、資金不足が生じた場合の処理方法について協議を重ねるようになったが、その過程においても、「Yが、Xらに対し、自己の費用補償義務を否定するような態度を示したことはうかがわれず、かえって、Yは、複数回にわたって損失補償契約を締結してまでXらの資金調達を支援してきた」とし、「本件信託契約において、受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨の合意が成立していたとはいえないというべき」と結論づけた。（宮川光治裁判官の補足意見がある。）

②オスカードリーム事件：大阪地方裁判所平成23年12月9日判決（平成20年（ワ）6274号 費用補償請求事件／平成20年（ワ）6363号 事業配当金請求事件、判時2141号50頁、金法1940号112頁、裁判所ウェブサイト⁵¹⁾

〈事案の概要〉

本件は、Y（大阪市（交通局））を委託者兼受益者、信託銀行Xを受託者、Yが所有し

49) 本判決の評釈として、佐藤勤「費用補償請求権」金融・商事判例 No.1324（2009年）2-6頁、伊室亜希子「受託者の費用償還請求権の考察—神戸地判平成21年2月26日平成19年（ワ）第191号（金商1324号42頁）を手掛りに—」法律科学研究所年報27号（2011年）413-419頁がある。

50) 本判決の評釈として、樋口範雄「土地信託あるいは公有地信託とは何か—大阪高判平成22・5・14について」NBL No.937（2010年）10-17頁、段磊「公有地信託における受託者の費用補償請求権」ジュリスト No.1445（2012年）113-116頁がある。

51) 本判決の評釈として、中務・前掲注6 88-94頁がある。

ていた土地（以下、本裁判例において「本件信託土地」という）を当初信託財産として、当事者間で締結された土地信託契約に基づく公有地信託事業における費用の補償及び事業配当（信託配当）をめぐる紛争である。

第1事件は、Xが、信託勘定によるべき借入金債務等を固有財産（銀行勘定）をもって弁済したと主張して、Yに対し、旧信託法36条2項本文に基づき、負担した費用の補償等の支払を求めた事案であり、第2事件は、Yが、Xに対し、事業計画において定められた平成6年度ないし平成17年度までの事業配当金等の支払を求めた事案である。

Yは、平成元年11月、旧車庫用地の有効利用提案競技を主催することを決定し、同年12月、有効利用提案（事業計画）の中から最優秀提案を選定するための旧車庫用地有効利用提案競技審査委員会（以下、本裁判例において「審査委員会」という）を設置、有効利用提案競技募集要項（以下、本裁判例において「本件募集要項」という）を作成し、信託銀行等に配布して、有効利用提案（事業計画）を募集した。

Xは、Yから交付された本件募集要項を受け、「オスカードリーム」という名称の複合型商業施設ビル（以下、本裁判例において「本件信託施設」という）を建設・開業すること、事業期間を平成2年10月から30年間とし、同月に土地信託契約を締結後、本件信託施設を竣工、開業させ、以後事業終了時まで管理・運用すること、及び資金計画・収支計画等を内容とする旧車庫用地における事業計画（以下、本裁判例において「本件提案計画」という）を策定し、平成2年3月、これをYに提出した。

審査委員会は、平成2年6月、Xが提案した本件提案計画を最優秀提案として選定し、同年9月、Yと旧車庫用地の信託に関する基本協定（以下、本裁判例において「本件基本協定」という）を締結した。

Xは、平成3年3月、本件提案計画の一部を変更・修正した旧車庫用地における事業計画をYに提出し、Y議会の予算承認を経た上で、本件基本協定3条に基づき、土地信託契約（以下、本裁判例において「本件信託契約」という）が当事者間で締結された（以下、本裁判例において、本件信託契約に基づく信託を「本件信託」、これに基づいてXが行う土地信託事業を「本件信託事業」という）。

その後、Xは、平成4年2月、建設共同企業体との間で、本件信託施設の建設請負契約を締結し、平成7年3月に開業した。

なお、Yは、現在に至るまで、本件信託事業に関し、Xから一度も事業配当を受けていない。

Xが本件信託契約の受託者として本件信託に関して負担した借入金債務等は、平成18年6月、Xが別に受託する合同運用指定金銭信託財産から借り入れた金銭等のほか、損害保険料、修繕費、固定資産税であり、これらにつき、Xは、平成18年7月以降、固有財産（銀行勘定）をもって弁済した（以下、本裁判例において総称して「本件弁済」という）。Xは、本件弁済の各実施同日、Yに対し、同日の弁済に係る費用相当額の補償を書面により請求した。

本件訴訟に先立ち、X及びYはそれぞれ他方を相手方とする調停を大阪地裁に申し立て

たが、平成20年5月、いずれも調停不成立により終了した。

〈判旨〉

第1事件 認容、第2事件 棄却（控訴）。

大阪地裁は、基本契約の成否について、肯定の上で、その内容について、「信託事業の結果としてYに借入金債務等の負担を及ぼさない旨の合意を含む基本契約（あるいは法律関係）がXとY間で成立したとは認められない」とした。

また、旧信託法36条2項本文に基づく補償請求権を排除する旨の合意の成否について、本件契約書で定められた条項において、「旧信託法36条2項本文に基づく補償請求権を排除する旨を文言上明確に定めた条項は存在しないのみならず、旧信託法36条1項に基づく補償請求権の行使方法について定めた条項（45条）が設けられている」こと、「同権利に関しては、当事者間で何ら合意が成立していないか、あるいは旧信託法が定めるデフォルト・ルールに従う旨の合意があったものとするのが最も自然かつ素直な解釈」とする。その一方、本件契約書の条項全般を俯瞰すると、本件排除合意の存在を排除するほど明確なものとはまではいえないとして、更に、本件契約書の条項が確定されるに至った当事者間の協議・交渉の経過等について検討したが、「Xは、本件信託事業に係る信託事務処理費用等の固有財産（一般財源）による負担・支弁を委託者兼受益者たるYに求めるかどうかについては、何ら態度を表明しなかったというほかなく、Xが同費用等について信託財産による負担・支弁とは別にYの固有財産（一般財源）による負担・支弁を求めないとの意向・態度を表明し、あるいは、Yの上記方針を受容したものと認められない」とした。

また、その余の事情として、「本件信託は、営利追求型の自益信託の一種であり、受託者たるXは、あくまでも委託者兼受益者であるYのために信託事務の処理として本件信託事業を遂行するものであるが、そのことから直ちに、委託者兼受益者であるYが、信託財産の価額の範囲内におけるリスクにとどまらず、その範囲を超えるリスクも無制限かつ当然に負担すべきであるとの帰結が論理的に導かれるわけではない」こと、「本件信託が民間の土地信託とは異なる側面を有していることのほか、Yが交通事業の経営改善を目的として本件信託を設定したことなどに照らせば、受益者たるYが信託財産の価額を超える費用をも負担することにつながりかねない旧信託法36条2項本文に基づく補償請求権を制限・排除する本件排除合意……は、必ずしも不合理なものではない」が、「それ以上に本件排除合意をすることが当事者双方にとって当然であるかあるいは通常であるとまでは認められない」として、本件排除合意の成立を否定した。

③ORC（オーク）200事件：大阪地方裁判所平成25年3月7日判決（平成22年（ワ）4664号 立替金請求事件、判時2190号66頁、判自370号22頁）⁵²⁾

〈事案の概要〉

本件は、いずれも信託銀行であるX₁（Aが吸収合併及び商号変更）、X₂（BがCを吸収

52) 本判決の評釈として、福井修「判例評釈 土地信託における受益権放棄：大阪地裁平成25年3月7日判決の検討」富大経済論集59巻2号（2013年）209-229頁、藤池智則・松本亮一「公有地信託における受益権放棄」みずほ信託銀行・堀総合法律事務所 編・前掲注48 285-300頁がある。

合併し、商号変更によりDとなり、EがD等を吸収合併）、X₃（Fが吸収合併及び商号変更）（以下、合併及び商号変更の前後を通じて、X₁、X₂、X₃をあわせて「Xら」ということがある）がY（大阪市）との間で、Yを委託者兼受益者、Xらを共同受託者、Y所有の土地（以下、本裁判例において「本件信託土地」という）を信託財産として締結した信託契約に関し、同信託契約の終了時に残存する債務をYが承継することの確認を求め（本件確認の訴え）、信託事務の遂行のために負担した借入金を自己の固有財産をもって弁済したとして、旧信託法36条2項本文に基づき、受益者であるYに対し、負担した費用の補償を請求する（本件給付の訴え）事案である。

Yは、本件信託土地を含む地区の開発を検討していたところ、地方公共団体における普通財産である公有地の信託が可能となったこと（以下、本裁判例において「公有地信託」という）等から、本件信託土地につき、公有地信託を採用して、開発することとし、港区弁天町駅前市有地開発プロジェクト土地信託事業計画提案競技審査委員会（以下、本裁判例において「審査委員会」という）を組織した。昭和61年12月、Yが応募資格を一定の信託銀行等として、本件信託土地を対象とした土地信託事業計画提案競技を実施することとし、信託事業の計画案を募集したところ、A、C及びFの3行からなる連合体（以下、本裁判例において「三行連合体」という）、並びにE等の信託銀行が応募し、計画案をそれぞれ提出した。審査委員会は、審査の結果、昭和62年6月、三行連合体及びEの2つの案を優秀提案に選定し、三行連合体及びEが共同して事業に取り組むことを望む旨の意見を付した。Yは、審査委員会の意見を踏まえて、三行連合体及びEに対し、共同受託につき、打診した。これに対し、A、C、F及びEは、共同受託することを決定した。

Xらは、Yに対し、昭和62年11月、本件信託土地をAゾーンとBゾーンに区分し、Aゾーンには賃貸することを目的とした建物を、Bゾーンには分譲することを目的とした建物を建設する（以下、本裁判例においてまとめて「本件信託建物」という）、総事業費を賃貸不動産からの敷金、譲渡不動産の売上金、B-1棟の処分剰余金で賄い、残額を借入金により賄う、信託期間中の収支見積りは、賃料等の収入により全ての支出を賄うほか、借入金を全額返済し、かつ、Yに対し、信託配当を交付する事業（以下、本裁判例において「本件信託事業」という）を内容とする事業計画書及び施設計画書を提出した（以下、本裁判例において「本件事業計画」という）。

YとXらは、昭和63年3月、Yを委託者兼受益者、Xらを共同受託者、信託期間を30年として、Yが本件信託土地をXらに信託譲渡し、Xらにおいて、本件事業計画に基づいて、本件信託建物を建設し、これを管理運営することを目的とする土地信託契約（以下、本裁判例において「本件信託契約」という）を締結し、Yは、Xらに対し、本件信託契約に基づき、本件信託土地を信託譲渡した。

Xらは、本件信託契約に基づき、建設資金等を借り入れた上で、本件信託土地上に本件信託建物を建設し、平成5年3月、「ORC（オーク）200」という名称で、グランドオープンさせた。ところが、その後、予定より建築費がかさみ、分譲予定建物が多数売れ残り、賃料相場も低く推移するなどしたため、本件信託事業の業績が悪化し、Xらは、Yに対し、

平成6年9月、信託配当は見込まれず、信託終了時に債務が残存する旨報告した。

そして、現在に至るまで、Yに対する信託配当は一切支払われておらず、借入金の返済も目途が立たない状況が続いているが、平成8年度以降、単年度では黒字決算となっている。

Xらは、本件信託契約に基づき、金融機関やXらが受託者である他の信託財産から本件信託建物の建設資金等本件信託事業を遂行するための費用を借入れ、また、同借入れに対する弁済のための借入れや借換え等によって、多額の借入金債務を負っていたが、Xらの固有財産から上記借入金債務の一部を弁済した。

すなわち、訴外G銀行からの、平成19年11月、平成20年3月に行われた借入について、Gは、平成21年1月、Xらに対し、借換えに応じることはできないとの意向を示したため、同年3月、上記各借入金を弁済し、XらがYに対し、これを支払うよう催告した。

このほか、昭和63年3月以降に行われた、X₁及びX₂らが受託している他の信託の信託財産からの借入れの各借入金（以下、本裁判例において「本件各借入金」という）は、弁済開始日の変更や元本の弁済猶予が繰り返されており、平成22年3月、本件各借入金のうち、一部につき、弁済期が到来していたが、X₁らが、本件信託契約における信託財産から本件各借入金を弁済することは困難な状況にあり、かつYが本件信託契約終了時に残存する債務を承継することを否定する立場を示していたことから、本件各借入金につき、再度の元本返済猶予措置を受けることはできない状況にあったため、X₁らは、同月以降、本件借入金を弁済し、Yに対し、各立替金を支払うよう催告した。

Yは、平成24年2月に市会の議決を経て、同年5月、本件弁論準備手続期日において、本件信託契約における受益権を放棄するとの意思表示をした。

〈判旨〉

一部却下、一部認容（控訴）。

大阪地裁は、受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨の合意、について、昭和61年1月に取りまとめられた旧自治省「公有財産の有効活用等に関する調査研究会」の報告書、同年5月、自治事務次官が各都道府県知事及び各指定都市市長に宛てて発した通知、同年11月のYの市会決算特別委員会にけるY経理局長兼管理部長の回答、Yの職員らが作成した本件信託契約に関する資料及び本件信託契約締結後のYの委員会での質疑やYからのX₁宛の書面等から、「本件信託契約においても、……受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用があるのが原則であることがX₁及びYの共通認識であった」とする。その上で、「本件信託契約において同項本文の適用を排除しようとするのであれば、そのための交渉が重ねられてしかるべきであり、また、補償請求権排除合意がなされたのであれば、本件契約書において、その旨明記するのが自然である」にもかかわらず、その具体的な協議はなされていないこと、Yの職員らが作成した資料の記載において、旧信託法36条の適用があることを前提としているとした。さらに、本件契約書22条及び40条2項4号の「いずれについても旧信託法36条2項本文の適用を排除する趣旨の文言はないし、本件契約書全体をみても、同項本文を

排除する旨を明示する規定は一切なく、本件契約書23条とYの職員らが作成した資料の記載と合わせて読めば、「本件信託契約に旧信託法36条2項本文の適用があることが前提となっている」との解釈を示した。その上で、本件信託契約書16条及び40条2項本文は、「残存した債務については、最終的にYがこれを負担する義務を負っていることを前提に、その具体的な処理方法等について事前協議を必要としたものと解することができる」こと、加えて、本件信託契約締結後のYの市会特別委員会におけるY市長やY職員の答弁、Y職員が作成した論稿及びY財政局財産活用推進担当部長がXらに対して交付した文書においても、同様の記載があり、これらから推認されるYの本件信託契約についての解釈は、補償請求権排除合意と矛盾するとした。このほか、平成16年3月、XらとYが締結した覚書において、「本件信託契約の信託期間満了時における債権債務につき、旧信託法及び本件信託契約に基づく処理を行い、Yが債権債務を承継することを確認しているが、同内容も、補償請求権排除合意と矛盾する」とし、本件信託契約において、補償請求権排除合意が成立していたとは認められないとした。

また、受益権の放棄の可否については、旧信託法36条3項の立法過程を検討し、大正7年11月1日の草案及び大正8年8月16日の草案と同年12月9日の草案との比較を通じ、「旧信託法の起草者は、一貫して、受益の意思を有する受益者については、受託者からの費用補償請求を認めるのが相当であり、このような意思を有しない受益者については、利益であれ、損失であれ、一方的に押しつけることは相当ではないとの観点から、受託者からの費用補償請求を認めるべきではないという考えを有していた」のであり、「受益の意思表示を積極的要件として規定するのではなく、受益をしない旨の意思表示、すなわち受益権の放棄を消極的要件として規定することとしたと解するのが相当」とする。この上で、「旧信託法36条3項は、受益者が、受益の意思がないにもかかわらず、同法7条の規定に基づき当然に信託の利益を享受し、また信託事業のリスクを負担することから解放し、保護するための規定であり、受益の意思を有していた受益者が、事後的に、信託事業の経過等を検討した上で、受益権を放棄して、信託事業のリスクを回避することまで想定した規定ではない」として、「少なくとも、委託者と受益者が同一の信託すなわち自益信託については、信託契約締結当初から、委託者兼受益者が受益の意思を有していたことが明白であるから、旧信託法36条3項は適用されず、事後的に、同条項に基づき、受益権を放棄することは許されない」のであり、「本件信託契約の委託者兼受益者であるYは、旧信託法36条3項に基づき、本件信託契約における受益権を放棄することは許されない」とした。さらに、「仮に、旧信託法36条3項が、自益信託についても適用されると解される場合であっても、本件信託契約において、Yが受益権を放棄して、その結果費用補償義務を免れることは、信義則に反し、許されない」等とし、本件給付の訴えは、いずれも理由があるとして認容した。

(2) 検討

①受託者の費用補償請求権

裁判例①の第1審判決は、四宮説(①(ii)説)及び信託法48条5項等を挙げ、「本件

信託契約に費用補償請求権を排除する明示的な規定がない以上は法律上当然に費用補償請求権が認められると解することは相当ではな⁵³⁾いとした上で、地方公共団体の基本的使命、地方自治法の規定との整合性、本件信託契約締結に至る経緯等から、本件信託契約18条並びに32条2項3号及び4号の規定をXらの費用補償請求権を排除する特約と結論付けた⁵³⁾。一方、原審判決は、受託者の費用補償請求権について、「受託者は、実質的にみると受益者のための財産管理人に過ぎないものであるから、信託財産から生じる利益又は不利益は受益者が享受することになるところ、このうちの不利益な結果を受託者から受益者に移転することを制度的に保証するために受託者の受益者に対する権利として定められた」とする。そして、「いわゆる他益信託……の受益者は信託契約の当事者ではなく、かかる受益者が信託行為の定めにより債務を負担させられることは、受益者に予想外の損失を被らせることになりかねないため、他益信託については、(旧)信託法36条2項の適用は制限的になされるべき」だが、「いわゆる自益信託……においては、受益者は信託契約の当事者であり、信託財産から生じる利益を享受するのであるから、不利益についても受益者がすべて負担すると解するのが公平の見地からして妥当であり、(旧)信託法36条2項を制限的に適用する根拠はない」とも述べ、本信託契約が自益信託であるとして、「本件信託契約に費用補償請求権を排除する特段の定めがない限り、Xらは、(旧)信託法36条2項に基づき、Yに対し、費用補償請求権を行使することができる」とする。そして、「本件信託契約に費用補償請求権を排除する特段の定めはないというべきであり、Xらは、(旧)信託法36条2項に基づき、Yに対し、費用補償請求権を行使できると解するのが相当」と結論付けた⁵⁴⁾。

- 53) 裁判例①の第1審判決に対する批判として、費用補償請求権の行使については、信託行為(信託契約)作成への関与度合、受託者の信託事務処理の裁量の範囲、リスクの程度、最終的に利益を享受する者はだれか、を総合的に勘案すべきとし、制限的解釈を支持しつつも、本件については、営利追求型の自益信託であることからその行使を制限すべきではないとする見解がある。佐藤・前掲注49 4頁参照。また、本件信託契約に費用補償請求権の明示的な排除規定がないこと、営利追求型の自益信託であること、受益者は受益権の放棄を行ない、費用補償請求権から免れるという方法があることを指摘する見解がある。伊室・前掲注49 419頁参照。
- 54) 裁判例①の原審判決に対する批判として、自益信託と他益信託という「形式的区分」は、自益信託を他益信託に転換することが容易であること、委託者以外の共同受益者がいる場合、適用できないこと、信託の母国イギリスなど英米法諸国では、自益信託・他益信託に対応する英語は存在せず、信託のガラパゴス化を進める危険があることを指摘する見解がある。樋口・前掲注50 13頁。なお、この批判に対する再批判については、新井・前掲注7 332-334頁を参照されたい。ほか、当事者性を受託者の費用補償請求権の根拠とする理解に対し、信託契約の当事者たる委託者に対する費用補償請求権について、明文の規定が存在しないこと、自益信託において、受益権が譲渡されれば自益信託は容易に他益信託に転換すること、受益者の費用補償義務にかかる予見可能性について、自益信託でも受益者は損失の危険を十分に認識していない可能性がある一方、他益信託でも受益者になる予定の者が信託契約の作成に実質的に関与している場合があり、予見可能性がある場合があること、報償原理を受益者が受託者に対し信託財産と信託利益を限度として責任を負うか、個人財産で無限責任を負うかとの問題とし、旧信託法の規律は、本来受託者が負担すべき無限責任を間接的に受益者に負わせているため、信託の本質に反するおそれがあり、受益権の放棄の制度も法律関係

この様に、第1審判決と原審判決はその結論において対立していたところ、その主たる原因は、特に、旧信託法36条2項本文の解釈にあると考えることができる⁵⁵⁾。つまり、第1審判決は、受託者の費用補償請求権の行使を制限的に解することを前提とする一方、原審判決は、これを排除していない以上、その行使が認められると解することを前提としているのである。もっとも、原審判決も、その行使に何ら制限を加える必要がないとしているわけではなく、信託が自益信託の場合、同項を制限的に適用する根拠はないが、他益信託の場合、同項を制限的に適用すべきとしている。このようなメルクマールは、先に見た① (iii) 説と親和性が高いものと考えられるところ、自益信託と他益信託の厳密な峻別は困難であること等を理由とする批判もあり⁵⁶⁾、最高裁判決がまたれていた。

しかし、裁判例①の最高裁判決は、結論としては原審の判断を肯定しながらも、受託者の費用補償請求権を制限的に解すべきか否かという点について、明確な言及は行うことなく⁵⁷⁾、本件信託契約の解釈及びその他の事実関係から受託者の費用補償請求権を排除する合意の成立を否定したにとどまるものであった⁵⁸⁾。

つまり、最高裁判決は、宮川裁判官が補足意見において述べるところの、「契約締結の前提とされていた了解事項、交渉の経緯、契約文言作成の経緯等を踏まえて、当事者意思を探求する作業」という「契約の解釈」に重きを置いてその判決を下しているのである⁵⁹⁾。もっとも、その判断の枠組みからは、デフォルト・ルールとしての旧信託法36条2項本文を排除するには、信託契約等において合意がなされる必要があるとの理解が前提とされていると考えられ、以下で述べる裁判例②及び③においても同様の枠組みが採られている。

裁判例②において、大阪地裁は、受託者の費用補償請求権の範囲が信託財産の価額に限

が不明確であること、受益者が利益配当請求権を有するか否かという内部的な問題と受益者が第三者に対しどのような責任を負うかという外部的な問題との間には、論理必然的な関係が存在しないことへの批判がある。段・前掲注50 114-115頁参照

55) 沖野・前掲注18 66-67頁参照。

56) 前掲注54参照。

57) 同様の指摘として、山下・前掲注48 84頁参照。

58) 裁判例①の最高裁判決について、「法律の適用」として一貫した判断である等として支持する見解がある。星野・前掲注48 122頁参照。その一方、公有地信託における受益者は、一方的に保護されるべき存在ではないとしつつも、ビジネスの素人である地方公共団体がプロとして期待した信託銀行の善管注意義務違反、契約締結時の説明義務違反を指摘する意見がある。角・前掲注48 70頁参照。また、本件に関し、特に旧信託法36条2項本文の適用について、明確な要件で切り分けることの困難性を指摘し、制限的解釈を行うことについて批判的な見解がある。吉永・前掲注48 593頁参照。これに対し、同項本文の制限的解釈について、費用の細かな調整は補償義務の成否、及び範囲によるべきこと、受益権の放棄が適時に行われるためには受益者の関与が必要となるという同条3項との関係、そして、公有地信託であることからこれを肯定する見解がある。沖野・前掲注18 83-84頁参照。

59) 裁判例①の最高裁判決は、「受託者の受益者に対する費用補償請求権について、主としてその成立、付随してその行使時期に関して、信託契約の内容ないし当事者の合意を探るものであり、本件という個別具体的事案における信託契約の解釈を明らかにしたもの」(沖野・前掲注18 65頁)と評されるとおり、事例判決であると考えられる。

定されるものではないこと、旧信託法36条2項本文の「費用」は、「受託者が信託事務を処理するに当たり信託財産に関して負担した債務等のために要した費用であれば足り、当該債務等を負担するに至った原因を問わない」と判示した。その上で、先の裁判例①の最高裁判決と同様、契約解釈の一般的準則に従い、本件契約書の条項のほか、本件信託契約に関して認められる個別具体的な諸事情を総合的に勘案し検討の上、受託者の費用補償請求権を排除する合意が存在したか否かについて、これを否定している⁶⁰⁾。つまり、ここにおいても、受託者の補償請求権を排除する合意は、積極的に認定できる明確なものではないとの、判断の枠組みが示されていると考えられる。その一方、同地裁は、本件信託を「営利追求型の自益信託の一種」と認定しながらも、「そのことから直ちに、委託者兼受益者であるYが、信託財産の価額……の範囲を超えるリスクも無制限かつ当然に負担すべきであるとの帰結が論理的に導かれるわけではない」とも述べる。また、受託者の費用補償請求権の範囲を検討するにあたり、同項が同条3項と合わせて規定されていること等も指摘している。この点に鑑みれば、同地裁は、自益信託か他益信託かという性質の相違が直截的に受益者のリスクの引き受けに影響するものではないとの前提の下に、受益権の放棄により、解決が図られるべきであることを示唆していると考えられる余地がある。

そして、裁判例③においても、大阪地裁は、「本件信託契約において同項本文の適用を排除しようとするのであれば、そのための交渉が重ねられてしかるべきであり、また、補償請求権排除合意がなされたのであれば、本件契約書において、その旨明記するのが自然である」として、受託者の費用補償請求権の排除合意があったか否かを検討するというフレームワークを踏襲し、結論として、これを否定している⁶¹⁾。

以上の裁判例①ないし③では、いずれも受託者の費用補償請求権について、制限的解釈を採らず、その排除合意がなされたか否かを信託契約及びその前後の事情から検討するという、「契約の解釈」に基づいた判断を行っている。

このような判断の枠組みは、信託をいかなる法律制度と評価し、そこに、受託者の費用補償請求権をどのように位置づけるか、との観点からの検討がほとんど行われていない点で不足がある感は、否めない。だが、旧信託法36条2項本文の文理に照らすと、明文を以って受託者の費用補償請求権が定められ、その行使に当たり何らの制限をも加えていなかったことから、その枠組み自体、少なくとも、予見可能性が高い点においては評価できよう。

②受益権の放棄

旧信託法36条2項本文についての、信託契約等において受託者の費用補償請求権の排除が合意されていない限り、その行使が認められるという一連の裁判例の結論は、同項本文の文理には忠実である一方、受益者が予想外の負担を強いられ、妥当性を欠く結論を招来する可能性がある。そこで、このような場合、受益者には、同条3項に基づき、受益権の放棄という選択肢が残されることとなる。しかし、ここで受益者は、いかなる信託におい

60) 裁判例②について、その結論を支持するものとして、中務・前掲注6 92-93頁がある。

61) 裁判例③における受託者の費用補償請求権の行使にかかる判断について、本判決を支持するものとして、福井・前掲注52 219頁がある。

ても何ら制約を受けることなく当然にその放棄を行うことができるのか、との問題が生じる。

この点、裁判例③において、大阪地裁は、旧信託法36条3項の立法過程にさかのぼりその趣旨を検討し、「受益の意思を有する受益者については、受託者からの費用補償請求を認めるのが相当」とし、同法7条との関係から、「受益の意思を有していた受益者が、事後的に、信託事業の経過等を検討した上で、受益権を放棄して、信託事業のリスクを回避することまで想定した規定ではない」とする。その上で、自益信託では、信託契約締結当初から、委託者兼受益者が受益の意思を有していたことが明白であるとして、同法36条3項に基づく受益権の放棄は許されないとし、仮に、同項が自益信託に適用されると解される場合であっても、本件信託契約においては、信義則に反し、許されないと述べる⁶²⁾。

この大阪地裁の判断は、受託者の費用補償請求権（旧信託法36条2項本文）について、その文理に従い、何ら制限を加えることなくこれを適用し、一方で、受益権の放棄（同条3項）については、その文理を離れ、主に立法過程から、制限的に解釈するものであり、特にその理論的根拠や一貫性について疑問が残る⁶³⁾。

もっとも、この解釈は、受益権の放棄について、ただ単に信託を自益信託か他益信託かという二元的な理解により区分しようとしているわけではなく、むしろ、「受益の意思」の有無をメルクマールとして位置づけようとする試みとも理解でき、その帰結として、旧信託法36条3項について、他益信託において自らの意思によらずして受益者となった場合に、信託からの利益あるいは不利益から免れることができる一方、結果として、委託者兼受益者が自ら信託の利益を享受する意思の関与がある自益信託の場合、受託者や第三者を害し受益権の放棄を行うことはできないと解しているものとも捉え得る^{64) 65)}。

この「受益の意思」というメルクマールによれば、例えば、当初、自益信託として設定された信託において、委託者としての地位の移転を伴わず受益権のみ譲渡され、外形的には他益信託となった場合でも、受益権の取得にあたり、対価が支払われていれば、受益者の意思に基づいて受益権が取得されていることから、受益者が受益権を放棄して補償請求を免れることはできないとの解釈が可能と考えることができることとなる⁶⁶⁾。さらに、受益権の売買の媒介が金融商品取引業者により行われる場合、原則として、契約締結前の書面の交付（金融商品取引法37条の3）、契約締結時の書面の交付（同法37条の4）が行われることとなるため、受益者の費用補償に関する予見可能性が否定される場面は限定的な

62) 裁判例③における受益権の放棄にかかる判断について、本判決を支持するものとして、福井・前掲注52 227-228頁がある。

63) 同様の批判として星野・前掲注48 122-123頁がある。

64) 中務・前掲注6 93-94頁参照。

65) 先の学説を踏まえれば、同項にかかる判断の枠組みとしては、総体において、先に掲げた学説のうち②説の理解を採りつつも、自益信託か他益信託かという信託の区分を実質化しようとする①(iii)説をパラフレーズしたものとなっており、これらの学説において明確となっていなかった、いくつかのケースについて、解釈の指針を示すものと考えられる。

66) 福井・前掲注52 226頁参照。

ものとなり、受益の意思があったとされる可能性は高くなるものと考えられる。

また、例えば、当初、被相続人が自益信託として設定した信託において、相続により相続人が受益権を取得する場合、なお、受益権の放棄の余地が生じることとなるが、このような場面では、そもそも相続放棄（民法938条）を行うか否かにより、受益の意思の有無を判断することとなる。

ところで、受益権の放棄に関しては、これにより遡及的に既に発生した債務についても免れることができるのか、将来発生する債務についてのみ免れることができるのかも問題となる。

この点、受益権放棄について、その将来効のみを認める学説⁶⁷⁾、遡及効を認める学説⁶⁸⁾、そして、受益者の意志的な関与の有無を基準として、その前であれば、過去の債務についても遡及的に責任を免れるが、その後は、受益権放棄の将来効のみを認める学説が存在する⁶⁹⁾。大阪地裁の示す「受益の意思」をメルクマールとすれば、その表明にあたっては、過去の債務が認識されていることが通常と思われることから、受益権の放棄については将来効のみを認める学説が合理的であろうが、そもそも費用の発生時期や「受益の意思」をいつとみるか、との点については、検討の余地が残る⁷⁰⁾。

4. 信託法における受託者の費用補償請求

(1) 制定の経緯

信託法では、信託財産からの費用等の償還等にかかる一連の規定が設けられたもの（同法48条等）、旧信託法36条2項に相当する受託者の費用補償請求権について、正面からこれを認める規定は設けられていない。そして、受託者が信託事務処理に必要と認められる費用を固有財産から支出した場合及び費用を要するときに、受益者との行為に基づき受益者から費用等の償還等を受けることを妨げないことのみ規定する（信託法48条5項）。なお、受益権の放棄については、これを行うことができる受益者の範囲（同法99条1項）とその効果（同条2項）について規定を設け、前者につき、受益者が信託行為の当事者である場合、受益権の放棄を行うことができないとして、自益信託の委託者兼受益者を除外し、後者につき、遡及効を認めている。

この信託財産からの費用等の償還等にかかる規定の立法経緯を確認すると、「信託法改正要綱試案」⁷¹⁾では、「第32 費用等の補償請求権について」のうち、「2 受益者から費用の補償を受ける権利」について、「【甲案】 受託者は、1(1)の場合には、受益者からも補

67) 新井・前掲注7 317-318頁参照。

68) 能見・前掲注35 207頁、山田・前掲注38 103頁、中務・前掲注6 94頁参照。

69) 福井・前掲注52 227頁参照。ほか、沖野・前掲注18 87頁参照。

70) 特に、費用の発生時期について、受託者により柔軟に調整される可能性があることを指摘するものとして、星野・前掲注48 123頁がある。この点については、前掲注58における沖野教授の見解も参照されたい。なお、これらの見解を踏まえれば、旧信託法36条2項本文について、なお制限的解釈を行うことに妥当性があると考えられる。

71) 出所：法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/content/000011801.pdf>)。

償を受ける権利を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。】、「【乙案】 受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げないものとする。」⁷²⁾ の両案が提示されていた。そして、この経緯について、法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」⁷³⁾ は、「信託法部会においては、受益者から費用の補償を受ける権利について、試案に掲げた甲案・乙案をそれぞれ支持する見解があり、意見の一致をみななかったため、試案においても両案を提示し」⁷⁴⁾ た、とする。

これら両案のうち、甲案については、「受益者の負う補償債務は、受益者が受託者の信託事務処理によって利益を享受することの反面として負担されるべき性質のものであると考え、受益者との個別の合意はもとより、信託行為に特段の定めがなくとも、受益者は補償債務を負担する」⁷⁵⁾ とし、「この考え方に基づけば、受益者は、当然に信託の利益を享受するとともに、何らの意思表示なくして補償債務を負担する地位にも立たされることになるため、現行法と同様に、受益者と受託者の双方の利害に配慮しつつ、受益権の放棄に関する規定を設けることが必要となる」⁷⁶⁾ ため、「受益権は、受益者の有する権利及び義務（補償債務）の総体と位置付けるのが素直である」⁷⁷⁾ と説明される。

一方、乙案については、「債務の負担に関する一般原則に照らして、信託行為の当事者となっていない受益者が信託行為の効力によって当然に補償請求権に係る債務を負担すべきものとするまでの必要性は乏しいと考えるもの」⁷⁸⁾ であり、「受益者に対する補償請求権は、個別の受益者との合意（したがって、委託者と受託者との間の契約である信託契約そのものとは位置づけられず、その外側で締結される、信託契約の従たる契約であることになる。かかる契約は受益者のほか、委託者等とも締結することがあり得ると整理することになる。）によってのみ発生する」⁷⁹⁾ とされる。そして、「この考え方からは、受益者が特段の意思表示なく債務を負担する地位に立たされることはないため、甲案と異なり、受益者に債務負担を免れる手段を与えるために受益権の放棄に関する規定を設ける必要性は存しないことになる」⁸⁰⁾ こと、「受益権は、受益者の有する権利の総体と位置付けることとな」⁸¹⁾ り、「受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げない旨を明文で規定する方向で検討する」⁸²⁾ とされた。

72) いずれも、「信託法改正要綱試案」17頁。なお、甲案における1(1)の場合とは、受託者が「信託事務を処理するために必要又は有益と認められる費用を支出した場合」（同16頁）を指す。

73) 出所：法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/content/000011802.pdf>)。

74) 「信託法改正要綱試案 補足説明」79頁。

75) 「信託法改正要綱試案 補足説明」79頁。

76) 「信託法改正要綱試案 補足説明」79-80頁。

77) 「信託法改正要綱試案 補足説明」80頁。

78) 「信託法改正要綱試案 補足説明」80頁。

79) 「信託法改正要綱試案 補足説明」80頁。

80) 「信託法改正要綱試案 補足説明」80頁。

81) 「信託法改正要綱試案 補足説明」80頁。

最終的に、「信託法改正要綱」⁸³⁾では、「第34 費用等の補償請求権について」との項目において、「2 受益者から費用等の補償等を受ける権利」について、「1(1)又は(2)の場合においては、受託者が、受益者との間の合意に基づき、当該受益者から費用等の補償又は前払を受けることを妨げないものとする。」⁸⁴⁾とされ、これに基づく立法が行われた。

立案担当者は、以上の制定経緯を説明した上で⁸⁵⁾、「①信託行為に関与しない受益者であっても常に費用負担のリスクを負うことになるのは、当該受益者の合理的な意思に反すること、②受託者が受益者と個別に合意することにより、費用負担のリスクを合理的に分配することも相当程度可能であること、③英米の信託法制では、受益者に対する費用の補償請求は認められていないこと」⁸⁶⁾などから、乙案を採用したとする。そして、信託法48条5項について、「受益者が費用等の償還または費用の前払をすべき義務を当然に負うものではないとしても、受託者が受益者との間の合意に基づいて費用等の償還または費用の前払を受けることは可能であることについて、第5項により明文の確認規定を設けることとした」⁸⁷⁾とする。

なお、旧信託法において問題とされていた受託者が信託財産と受益者のどちらから先に補償を受けるべきかという先後関係の問題については、信託の外部において受託者と受益者との個別の契約で決められるべきこととされた⁸⁸⁾。また、自益信託において信託契約書に委託者兼受益者から費用等の償還を受ける権利に関する定めが設けられている場合、これらのものの間で、信託契約と費用等の償還に関する合意が1通の書面でなされたとする⁸⁹⁾。

(2) 若干の検討

以上の改正により、信託法の下では、受託者が受益者に対し費用償還請求権を行使することは、当然にはできないこととなった。

このような信託法の規律について、旧信託法下の規律との比較において、「受益権の性質を受益者の有する権利の総体と捉えると明確になった」⁹⁰⁾、あるいは、「受託者が信託財産の管理処分の過程で具体的な調整を行うという観点からは、実務上の取扱いが簡明になった」⁹¹⁾との評価が見受けられる。

82) 「信託法改正要綱試案 補足説明」80頁。

83) 出所：法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/content/000004925.pdf>)。

84) 「信託法改正要綱」17頁。なお、1(1)又は(2)の場合とは、(1)受託者が「信託事務を処理するために必要又は有益と認められる費用を固有財産から支出した場合」(同16頁)又は(2)「信託事務を処理するために費用を要するとき」(同頁)を指す。

85) 寺本・前掲注12 175-176頁参照。

86) 寺本・前掲注12 176頁。

87) 寺本・前掲注12 176頁。

88) 寺本・前掲注12 178頁(注12)参照。

89) 寺本・前掲注12 178頁(注13)参照。

90) 伊室・前掲注13 9頁。ほか、沖野・前掲注18 87頁参照。

91) 星野豊『信託法』(信山社、第1版、2011年)111-112頁。

信託法の下では、受託者が信託事務処理に必要と認められる費用を固有財産から支出した場合及び費用を要するときに、受益者との行為に基づき受益者から費用等の償還等を受けることを妨げないのであるから（同法48条5項）、受託者は、借入れを行う場合、当該信託契約において費用償還請求権についての特約を結ぶことや限定責任信託の特例（同法216条以下）を活用すること⁹²⁾、場合により信託を終了させること（同法52条）により、一定の対応を採り得る。

この立法それ自体は、妥当と考えられるが、例えば、信託財産において外部の金融機関等から借入れを行おうとする場合あるいは受益権の譲渡を行おうとする場合、個別に費用補償の合意をすることは、きわめて迂遠である⁹³⁾。さらに、実務上の問題として、限定責任信託の特例を用いた場合、信託財産が十分なものでない限り、必要な資金を調達できない場合が想定され、土地信託をはじめとした「事業の信託」において、そもそも活用できるか否か疑問が残る。

また、受託者と受益者との間で、費用補償についての合意があったとしても、無制限にこれが認められてしかるべきか、あるいは、かような合意がなかったとしても、これが行使されることが認められるとすべき場面があるのではないかとの疑問が生じる⁹⁴⁾。これらの点については、今後の検討が求められ、残された課題となるが、信託法において受託者の費用償還請求権に係る規定が設けられなかったことの趣旨と、先に掲げた旧信託法36条2項本文に係る一連の裁判例を踏まえると、費用等の償還合意は、明示的なものであることが原則とされるべきであり、黙示の償還合意については、これが「契約の解釈」から明確に導かれる場合にのみ認められるとすべきではないかと思われる。

5. むすびに代えて

本研究においては、公有地信託に係る裁判例の検討を通じ、受託者の費用補償請求権（旧信託法36条2項本文）及び受益権の放棄（同条3項）の行使の制限について検討した。裁判所は、まず、前者につき、いくつかの裁判例において一貫して、その明確な排除合意がない限り行使が可能であることを前提として判断を下していたことが明らかとなった。このような判断の枠組みは、その文理から素直に「契約の解釈」を行なおうとするものであり、予測可能性が高い点において評価できるものと考えられる。その一方、後者について

92) 木村・前掲注13 135頁参照。

93) この点、「受益者は、信託行為によって信託の利益を享受する地位を授けられたにも拘らず、その責任については、信託行為外で規律せねばならないということには点頭し難い」（新井・前掲注7 329頁）との指摘がある。

94) この点について、自益信託かつ事業信託であるような場合で、委託者兼受益者の信託事務に関するコントロールが強い信託において受益者が費用償還義務を負う可能性を認める見解がある。伊室・前掲注13 10頁。また、先に見た①(iv)説と同様、諸般の事情から受益者が無限責任を負うとの黙示的合意を認めること、受益者が指図権に基づき受託者に相当程度の支配を及ぼしている場合に、受益者に無限責任リスクが移転したと解すべきことを解く説がある。木村・前掲注13 135-137頁参照。

は、裁判例③において、これを受益者が機会主義的にその行使を行なえるわけではないとの趣旨であると理解の上で、「受益の意思」というメルクマールのもとで制限的解釈を試みている。この裁判例における結論それ自体は妥当と考えられるが、同条2項本文の解釈とは異なり、立法過程を検討し、「受益の意思」というメルクマールにより制限的解釈を加えている点は、受益者の予測可能性という点で大きな問題を残したと考えられる。そして、以上で検討した、やや一貫性を欠く裁判例の判断に鑑みれば、必ずしも同条3項についてのみ制限的解釈を行うとすることに妥当性はなく、同条2項本文について、受託者の費用補償請求権行使が認められる場合とこれが否定される場合とを、その実質一例えば、「受益の意思」の有無一をメルクマールとして、区分する制限的解釈を行う方が、より精緻かつ妥当な結論に至ることが可能となるのではないだろうか⁹⁵⁾。

一方、今後、仮に信託法に基づく公有地信託が設定され、同様の問題が生じた場合、旧信託法下における裁判例とは異なり、費用補償については、受託者と受益者の個別の合意によることとなったため、明示又は黙示の合意がない限り受託者が当然に受益者に対し費用等の補償を求めることはできないこととなった。

もっとも、以上で検討した受託者の費用補償請求権及び受益権の放棄という論点は、信託事務処理に伴い生じた損害を負担する者は、誰かという、信託の本質にかかわる問題である。信託の性質の特徴が、財産の管理・処分に当たり、管理権及び処分権のみならず、名義の移転をも伴うという点において、手段が目的を超過した財産管理制度である点を強調すれば、その損失を負担するのは、原則としては、受託者となろう。その上で、本来、受託者が行使すべき裁量権について、指図権を通じ行使する者がある場合、指図権者、土地信託のように委託者兼受益者の承諾・同意を得つつ受託者が「事業の信託」を行う場合、委託者兼受益者がどのようにその責任の一部を担うか、との観点からの検討が必要と思われる⁹⁶⁾。

以上

95) この点については、前掲注70を参照されたい。

96) 土地信託における委託者兼受益者の承諾・同意の意味については、商事信託法研究会「商事信託法研究会報告（平成24年度）受託者の善管注意義務—土地信託を題材として—」信託256号（2014年）31頁を参照されたい。ただし、委託者兼受益者の指図による場合と、受託者が行う信託事務処理に関する承諾・同意については、次元の異なる問題と考えるべきである。